

沖縄離島情報通信基盤整備推進事業費補助金交付要綱

令和2年3月31日 府政沖第83号
改正 令和2年12月25日 府政沖第297号

(通則)

第1条 沖縄離島情報通信基盤整備推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(交付の目的)

第2条 補助金は、沖縄県内の離島（沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島をいう。）における超高速ブロードバンド基盤の整備を行うために要する経費に充てるため、当該離島の属する市町村に対して補助金を交付することにより、離島における生活環境の整備による定住の促進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付対象者は、沖縄離島電気供給設備整備推進事業費補助金の交付を受けて、新たに光ファイバー通信線が整備されることにより、超高速ブロードバンド基盤の整備が可能となる地域（住民が居住する場合に限る。以下「補助対象地域」という。）の属する市町村とする。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象地域における超高速ブロードバンド基盤を整備する事業をいう。

- 2 補助事業に係る区分、補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。
- 3 補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。

(交付の申請)

第5条 市町村長は、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第1号の交付申請書及び添付書類を内閣総理大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 大臣は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、申請に係る補助対象事業が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、市町村長に

通知するものとする。

- 2 大臣は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 3 前条の規定による申請書が内閣府に到達してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 市町村長は、補助対象事業の内容を変更する場合は、あらかじめ別記様式第2号の変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更をする場合には、この限りでない。
 - ア 区分間の経費におけるいずれか低い方の額の2割以内の配分の変更
 - イ 交付目的を達成するために必要な事業計画の細部の変更
- 二 市町村長は、補助対象事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ別記様式第3号の中止(廃止)承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けること。
- 三 市町村長は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記様式第4号の事故報告書により、大臣に報告を行い、その指示を受けること。

(契約等)

第8条 市町村長は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約にすることができる。

- 2 市町村長は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、当該実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。
- 3 市町村長は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため、必要な調査等について協力を求めるための措置をとることとする。
- 4 市町村長は、第1項又は第2項の契約に当たり、内閣府から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 5 大臣は、市町村長が前項本文の規定に違反して、内閣府からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合には、必要な措置を求めることができるものとし、この場合において、市町村長は当該求めに応じなければならない。
- 6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、市町村長は、必要な措置を講じるものとする。

(経費の効率的使用等)

第9条 市町村長は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払を行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(産業財産権に関する届出)

第10条 市町村長は、補助対象事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下「産業財産権」という。）を取得した場合又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく別記様式第5号の産業財産権届出書を大臣に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第11条 市町村長は、適正化法第9条第1項の規定に基づき補助金の申請の取下げをする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、別記様式第6号の交付申請取下げ書を大臣に提出しなければならない。

（状況報告）

第12条 市町村長は、適正化法第12条の規定に基づき大臣が報告を求めたときは、別記様式第7号の遂行状況報告書を大臣に速やかに提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 市町村長は、補助対象事業が完了したとき若しくは補助対象事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、適正化法第14条前段の規定に基づき別記様式第8号の実績報告書及び添付書類を大臣に提出しなければならない。

2 市町村長は、補助対象事業が完了せずに交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合は、翌年度の4月30日までに適正化法第14条後段の規定に基づき、前項に準ずる実績報告書等を大臣に提出しなければならない。

3 市町村長は、前2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（額の確定等）

第14条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知するものとする。

2 大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、大臣は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 大臣は、第7条第2号の補助対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第6条の決定の内容（第7条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

一 法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二 補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

三 補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

四 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 市町村長は、第14条の規定に基づく補助対象事業に係る補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第9号の報告書により大臣に速やかに報告しなければならない。

- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(補助金の請求)

第17条 市町村長は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第10号の概算払請求書を内閣府大臣官房会計課長(以下「会計課長」という。)に提出しなければならない。

- 2 市町村長は、補助金の額の確定通知を受けたときは、直ちに別記様式第11号の精算払請求書を会計課長に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第18条 市町村長は、補助対象経費(補助対象事業の一部を第三者に実施させた場合に要する経費を含む。)により取得し又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助対象事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 市町村長は、取得財産等について別記様式第12号の取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。
- 3 市町村長は、当該年度に取得財産等があるときは、第13条に定める報告書に別記様式第13号の取得財産等明細表を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 市町村長は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助対象事業の完了後においても大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 市町村長は、前項の承認を受けようとする場合は、別記様式第14号の財産処分承認申請書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第20条 市町村長は、補助対象事業に要する経費について、その収入及び支出を記

載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに補助対象事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(補助金調書)

第21条 市町村長は、補助事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第15号の調書を作成しておかなければならない。

(雑則)

第22条 本要綱に規定する申請書その他の書類の提出部数は、2部（正本及び副本各1部）とする。

ただし、別記様式第10号の概算払請求書及び別記様式第11号の精算払請求書は1部（正本）とする。

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、内閣府政策統括官（沖縄政策担当）が別に定める。

附 則

本要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この決定は、令和3年1月1日から施行する。

別表

区分	補助対象経費	補助率
施設・設備費	次に掲げる施設・設備の調査、設計、設置に要する経費 (ア) 局舎施設 (イ) 局舎内設備 (ウ) 線路設備 (エ) 無線設備（無線方式による整備に限る） (オ) 宅内設備	10分の10
用地取得費・道路費	前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費	

内閣総理大臣 宛

市 町 村 長
氏 名

令和 年度沖縄離島情報通信基盤整備推進事業費補助金交付申請書

令和 年度において、沖縄離島情報通信基盤整備推進事業を下記のとおり実施したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条の規定に基づき申請します。

記

1 事業の目的

超高速ブロードバンド基盤の整備により定住の促進を図る。

2 補助対象区間及び交付申請金額

補助対象区間	交付申請金額（千円）

3 補助対象事業の開始（予定）日

令和 年 月 日

4 補助対象事業の完了予定日

令和 年 月 日

5 添付書類

内閣府政策統括官（沖縄政策担当）が別に定める書類

- （備考）
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
 - 2 補助対象事業についての内容、積算にかかる資料を添付すること。

別記様式第2号

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 宛

市 町 村 長
氏 名

令和 年度沖縄離島情報通信基盤整備推進事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた 事業について、下記のとおり変更したいので、承認願います。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

- (備考)
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
 - 2 変更の理由たる事実を明らかにする書類を添付すること。
 - 3 内容変更につき、新旧対照表を添付すること。

別記様式第3号

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 宛

市 町 村 長
氏 名

令和 年度沖縄離島情報通信基盤整備推進事業費補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた 事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、承認願います。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第4号

番
令和 年 月 日 号

内閣総理大臣 宛

市 町 村 長
氏 名

令和 年度沖縄離島情報通信基盤整備推進事業費補助金事故報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた 事業について、下記のとおり事故があったので報告します。

記

- 1 事業の進捗状況
- 2 事故発生までに要した経費
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対する措置

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
2 事故の原因たる事実を明らかにする書類を添付すること。

別記様式第5号

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 宛

市 町 村 長
氏 名

令和 年度沖縄離島情報通信基盤整備推進事業費補助金産業財産権届出書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた 事業について、
下記のとおり産業財産権の取得（譲渡、実施権の設定）をしたいので、沖縄離島情報
通信基盤整備推進事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 種類（番号及び産業財産権の種類）
- 2 内容
- 3 相手先及び条件（譲渡及び実施権設定の場合）

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第6号

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 宛

市 町 村 長
氏 名

令和 年度沖縄離島情報通信基盤整備推進事業費補助金交付申請取下げ書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた 事業について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付の申請を取り下げます。

記

- 1 交付決定通知書の受領年月日
- 2 交付の申請を取り下げようとする理由

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第7号

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 宛

市 町 村 長
氏 名

令和 年度沖縄離島情報通信基盤整備推進事業費補助金遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって報告を求められた 事業の遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の遂行状況（令和 年 月 日現在）
- 2 事業に要する経費の収支状況
- 3 その他参考となる事項

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

内閣総理大臣 宛

市 町 村 長
氏 名

令和 年度沖縄離島情報通信基盤整備推進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた 事業の実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業の実施期間

令和 年 月 日着手

令和 年 月 日完了

2 事業の成果

3 交付決定の額及びその精算額

経費の区分	交付決定額	精算額	差引
計			

4 添付書類

- (1) 補助対象経費収支精算書及び支出済額明細書
- (2) 補助対象事業の経過又は成果を証する書類
- (3) その他参考となる書類

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第9号

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 宛

市 町 村 長
氏 名

令和 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

沖縄離島情報通信基盤整備推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---|---|
| 1 補助金額（交付要綱第14条第1項による額の確定額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

（備考）別紙として積算の内訳を添付すること。

別記様式第10号

番 号
令和 年 月 日

支出官

内閣府大臣官房会計課長 宛

市 町 村 長
氏 名

令和 年度沖縄離島情報通信基盤整備推進事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた 事業について、下記金額を概算払で交付されたく請求します。

記

概算払請求額 金 円

区分	交付決定額	既受領額	今回請求額	残額	備考
計					

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
2 今回請求額の積算内訳を記載した書類を添付すること。

別記様式第 1 1 号

番 号
令和 年 月 日

支出官

内閣府大臣官房会計課長 宛

市 町 村 長
氏 名

令和 年度沖縄離島情報通信基盤整備推進事業費補助金精算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号をもって額の確定通知を受けた 事業について、下記のとおり請求します。

記

精算払請求額 金 円

区分	確定額	概算払既受領額	今回請求額
計			

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 1 2 号

取得財産等管理台帳

財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月 日	耐用 年数	保管 場所	交付 率	備考
計									

- (注) 1 対象となる取得財産等は、沖縄離島情報通信基盤整備推進事業費補助金交付要綱第 19 条第 1 項に定める取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上のものとする。
- 2 財産名の区分には、(ア) 事務用品備品、(イ) 事業用備品、(ウ) 書籍、資料、(エ) 無体財産権 (工業所有権等)、(オ) その他の物件 (不動産及びその従物) とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別紙様式第13号

取得財産等明細表（令和 年度）

財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月 日	耐用 年数	保管 場所	交付 率	備考
計									

- (注) 1 対象となる取得財産等は、沖縄離島情報通信基盤整備推進事業費補助金交付要綱第19条第1項に定める取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものとする。
- 2 財産名の区分には、(ア)事務用品備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、(エ)無体財産権(工業所有権等)、(オ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第14号

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 宛

市 町 村 長
氏 名

令和 年度沖縄離島情報通信基盤整備推進事業費補助金財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた 事業について、下記のとおり財産を処分したいので、承認願います。

記

1 処分しようとする財産及び処分の理由

- (1) 財産の名称
- (2) 処分の方法（使用、譲渡、交換、貸付け又は担保の提供の別を記載すること。）
- (3) 金額
- (4) 取得年月日
- (5) 処分年月日
- (6) 処分の理由

2 相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

補助金調書

内閣府所管

国	歳出予算科目		交付決定の額		交付率	備考
市町村	歳入	科目	予算現額		収入済額	備考
	歳出	科目	予算現額 (うち国庫補助金額)	支出済額 (うち国庫補助金額)	翌年度繰越額 (うち国庫補助金額)	備考

- (注1) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番にするものとする。
- (注2) 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目を記載すること。
- (注3) 「市町村」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。
- (注4) 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等を区分し、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費、支出額、流用増減額等を区分して記載すること。
- (注5) 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- (注6) 補助対象事業等の市町村の歳出予算額の繰越しが行われた場合における翌年度に行われる当該事業等に係る補助金についての調書の作成は本表に準ずること。この場合において、市町村の歳入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書（ ）をもって付記すること。